

令和7年仙審第4号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年7月23日12時25分

宮城県兔島南東方沖合の暗岩

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 7.3トン

登 録 長 13.76メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 90

3 事実の経過

Aは、平成3年3月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配し、同室にレーダー及びGPSプロッターを備えたFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、かき養殖の稚貝を採取する目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年7月23日12時10分宮城県表浜港を発し、同県鮫島北方沖合の稚貝採取場に向かった。

ところで、兎島は、表浜港南西方約1,550メートル沖合に所在し、同島東方対岸に宮城県牡鹿半島の牧埼が位置し、兎島南東方約90メートル沖合には暗岩（以下「兎島暗岩」という。）が存在した。

また、a受審人は、平成元年頃から養殖漁業を始め、平素、喫水がAより約0.5メートル浅い漁船で兎島、牧埼間の海域を航行しており、Aで同海域を航行したことがなかった。

そして、a受審人は、兎島暗岩の存在及び場所並びに同暗岩がAのGPSプロッターに表示されることを承知していた。

a受審人は、舵輪の後方に置いた高さ約0.7メートルの台に立ち、操舵室天井から頭を出して操船に当たり、牡鹿半島西方沖合を南下して兎島北北東方沖合に達し、12時21分僅か過ぎ兎島島頂（20メートル）から028.5度（真方位、以下同じ。）205メートルの地点で、針路を175度に定め、2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a受審人は、兎島暗岩まで240メートルとなり、その後、同暗岩に向首進行する状況となったが、牧埼の水際までの距離を目測して船位を判断すれば、兎島暗岩を避けて航行できるものと思い、GPSプロッターで同暗岩との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、兎島暗岩に向首したまま続航し、12時25分兎島島頂から116.5度130メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同暗岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、月齢は17.2日で、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口、プロペラ翼に曲損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、兎島南東方沖合において、稚貝採取場に向けて南下する際、船位の確認が不十分で、兎島暗岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、兎島南東方沖合において、稚貝採取場に向けて南下する場合、兎島暗岩の存在及び場所を承知していたから、同暗岩に向首進行することのないよう、GPSプロッターを活用して兎島暗岩との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、牧埼の水際までの距離を目測して船位を判断すれば、兎島暗岩を避けて航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同暗岩に向首進行して兎島暗岩への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月21日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎